

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和 7 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）
に係る事業計画書の提出について（依頼）

標記について、スポーツ庁参事官（地域振興担当）から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

私立学校施設設備費補助金（学校体育諸施設補助）交付要綱（昭和 56 年 5 月 25 日文部大臣裁定）に定める事業のうち、以下の事業

○私立学校施設整備費補助事業（学校体育諸施設補助）

- （1）水泳プール（屋外）新改築
- （2）水泳プール上屋新改築
- （3）水泳プール耐震補強
- （4）中・高等学校武道場新改築

※補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とする。なお、（4）のみ中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（中等部、高等部）とする。

※補助対象経費、補助率等の本事業に関する詳細については、スポーツ庁依頼文（令和 7 年 1 月 24 日付け 6 ス参地第 14 号）及び補助金交付要綱等を十分にご確認ください。

2 提出書類

- （1）事業計画書（別紙様式 1）
- （2）令和 7 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）事業計画一覧表（別紙様式 2）
- （3）工事費算定表
- （4）施設の配置図、平面図（対象となる面積が確認できるもの）及び関係施設のある場合は、それを含めた当該施設の配置図
- （5）工事費設計内容内訳書（工事費内訳書）、見積書等の根拠資料
※対象外経費に当たる項目については、目印を附してください。
- （6）その他参考となる資料

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和7年2月25日(火) 15時【厳守】

(2) 提出方法

①郵送等により紙媒体を提出(部数:1部)

※提出書類に対して、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要はありません。

※提出書類は、(1)から(6)の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。

②提出方法①に加え、電子メールによりデータを提出

※電子メールの件名及び提出書類(1)～(3)のファイル名は「【学校名】学校体育諸施設補助事業計画調書」としてください。

※容量が大きい場合、受信できないことがありますので、電子メールを複数に分けるなど、確実に提出できるようにお願いします。

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

(電子メール) shi_gakudai_gaku-g01@box.pref.osaka.lg.jp

4 留意事項

- ①計画調書の作成にあたっては、スポーツ庁依頼文及び様式に記載された注意事項等をご確認の上、作成するようにしてください。
- ②本事業については、令和7年度実施計画事業で、かつ敷地の整地が終了している等建築計画に無理がなく、年度内に事業が完了する見込の確実なものが対象となります。
- ③本事業については、当該施設の未設置校に配慮し、改築については老朽化等により特に必要と認められる事業が対象となります。
- ④学校体育施設のバリアフリー対策については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえるようにしてください。

※スポーツ庁からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/shi_gaku/syout_yuukou/si_nsei_yousi_ki.html

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 小北・水田・金子

電 話 : 06-6941-0351 (内線 4835) / 06-6210-9274 (直通)

E-mail : shi_gakudai_gaku-g01@box.pref.osaka.lg.jp